

[事案 2019-291] 障害保険金支払請求

・令和2年9月14日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないとして身体障害保険金が支払われなかったことを不服として、身体障害保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

障害等級3級の認定を受けたので、平成28年2月に契約した組立保険にもとづき、身体障害保険金の請求をしたところ、約款の保険金支払事由に該当しないとして、不支払いとなった。しかし、以下の理由により、身体障害保険金を支払い、保険料の払込を免除してほしい。

- (1)障害等級3級と認定を受けた原因である平山病は、平成31年2月に受診した病院で初めて診断されたものである。また、平成30年12月頃までの間、日常生活に何らの支障なく生活できており、病気との認識はなかった。
- (2)平成22年に腱鞘炎で受診したが、進行しておらず、経過観察であった。
- (3)契約時、募集人に、手に力が入りづらい、腱鞘炎のようだと伝えていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、平成22年2月頃には、頸椎症性筋萎縮症と病名告知を受け、平山病と診断を受けており、本契約の責任開始日より前に発症したことは明らかであるから、保険金支払事由および保険料払込免除事由には該当しない。
- (2)募集人は、契約時、申立人から腱鞘炎である旨を聞いていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、身体障害保険金の支払いと保険料払込免除は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。